

## は し が き

昨今、多数の社会保険労務士が、年金事務所及び街角の年金相談センターで年金相談を行っていますが、社会保険労務士のレベルに相当の差があるのではないのでしょうか。

また、金融機関等の年金担当の職員がお客様から受ける相談の内容も多岐に亘るため、職員のスキルアップも顧客獲得のうえで重要になっています。

年金相談の現場では、あらゆる質問、予期せぬ質問、特殊なケースに突然出会うことが多々あり、そのときに慌てず正確な処理をすることが求められています。

そのためには、複雑な制度を改正時期とともに正確に身に付けることと、細かい計算式についても的確に、また、迅速に回答することが求められます。

本書は、年金計算を中心として基本的にはQ & A形式で構成されており、相談窓口で出会う質問を初級、中級、上級の3段階にクラス分けしていますので、自分は何のレベルまで理解が進んでいるのかがわかるようになっていきます。

初級レベルは、社会保険労務士の資格を取得したばかりで、金融機関や市町村等の年金相談はなんとかできても、年金事務所での相談は無理な人、中級レベルは、年金事務所での年金相談はできるがお客様に満足していただくことは無理な人、上級レベルは、年金制度や計算に関して何を聞かれても概ね正確に説明でき年金相談員の指導ができるが、さらなるレベルアップをめざしている人を想定したQ & Aを記載しています。

また、平成16年法改正項目が平成20年まで順次施行されましたが、その後も平成19年7月6日施行「年金時効特例法」、平成19年12月19日施行「厚生年金特例法」、平成22年1月1日施行「延滞金軽減法」、平成22年4月30日施行「遅延加算法」、平成23年4月1日施行「障害年金加算改善法」、平成23年8月10日施行「年金確保支援法」（重複第3号被保険者期間の取扱変更）及び平成24年10月1日施行「年金確保支援法」（国民年金保険料後納制度）等があり、平成24年8月22日に「年金機能強化法」が公布されています。

さらに、平成27年10月1日施行の「被用者年金一元化法」（以下、本文において「一元化法」という。）は、共済年金の2階部分が厚生年金と一元化されたことで、年金計算への影響が多くあります。

なお、毎年変更となる年金額の物価スライド率（毎年4月分から）並びに国民年金保険料（毎年4月分から）、厚生年金保険料率（毎年9月分から）、健康保険料率・介護保険料率（毎年3月分から）、雇用保険法の基本手当・高齢雇用継続給付金（毎年8月1日から）の知識も重要です。

本書では、これらに関してもQ & A及び解説を記載していますので、皆様の日頃の年金相談に役立てて頂きたいと存じます。

平成27年12月

社会保険労務士  
石渡登志喜

はじめに	1
------	---

## 第1章 標準報酬月額等

① 被保険者期間の計算	8
Q 1 初級 被保険者期間の計算	8
Q 2 初級 平均標準報酬月額の算出方法	13
Q 3 中級 昭和32年10月1日前に被保険者期間のある人の平均標準報酬月額の計算方法	16
② 報酬月額と標準報酬月額	18
Q 4 初級 標準報酬月額とは	18
Q 5 初級 標準報酬月額の決定方法	20
Q 6 初級 標準報酬月額の対象となる報酬とは	22

## 第2章 老齢に係る年金

① 特別支給の老齢厚生年金	26
Q 1 初級 昭和30年10月4日生まれの女子の年金額の算出方法	26
Q 2 中級 厚生年金基金加入期間のある人の特別支給の老齢厚生年金の算出方法	28
Q 3 初級 長期加入特例を満たす人の特別支給の老齢厚生年金の算出方法	33
② 老齢基礎年金	35
Q 4 初級 老齢基礎年金の年金額の算出方法	35
Q 5 中級 免除期間のある人の老齢基礎年金の年金額の算出方法	38
③ 老齢厚生年金	43
Q 6 初級 老齢厚生年金の年金額の算出方法	43
Q 7 中級 厚生年金基金加入期間のある人の老齢厚生年金と基金の代行相当額の算出方法	46
④ 在職老齢年金	50
Q 8 初級 基本的な在職老齢年金の計算方法	50
Q 9 中級 厚生年金と共済年金の受給者の一元化後の在職老齢年金の支給停止	51
Q 10 中級 70歳以上の人の一元化後の在職老齢年金の支給停止	52
Q 11 中級 厚生年金基金加入期間のある人の在職老齢年金の計算方法	57
Q 12 上級 在職老齢年金における基金のプラスアルファの取扱い	59
Q 13 上級 複数の厚生年金基金の加入期間がある人の在職老齢年金の計算方法	64
Q 14 中級 共済加入期間がある人の一元化後の在職老齢年金の計算方法	66

⑤ 繰上げ請求	69
Q15 初級 厚生年金期間が短い人の老齢基礎年金の全部繰上げ請求の年金額の算出方法	69
Q16 中級 報酬比例部分の支給開始年齢が62歳の人の繰上げ請求と在職老齢年金の算出方法	71
⑥ 繰下げ請求	85
Q17 初級 退職者が老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに70歳まで繰り下げた場合の 受給金額の算出方法	85
Q18 上級 在職中の人がある老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに70歳まで繰り下げた場合の 受給金額の算出方法	89
⑦ 物価スライド	95
Q19 初級 平成27年4月分からの年金額の算出方法	95
Q20 中級 厚生年金基金の年金受給者の平成27年4月分からの年金額の算出方法	100
⑧ 端数処理	101
Q21 中級 年金計算における端数処理方法	101
⑨ 雇用保険との調整	105
Q22 中級 年金と雇用保険（基本手当）について	105
Q23 中級 年金と高年齢雇用継続給付との調整について	108

### 第3章 障害に係る年金

① 障害基礎年金	114
Q1 初級 子のいる人の障害基礎年金の年金額	114
② 障害厚生年金	117
Q2 中級 配偶者のいる人の障害厚生年金の算出方法	117
Q3 中級 厚生年金保険の被保険者期間が短いときの障害年金の算出方法	121
③ 併合認定	123
Q4 中級 障害年金受給者に新たな障害が発生したときの年金について	123
④ 障害手当金	129
Q5 初級 最低保障額とは	129
⑤ 老齢年金・遺族年金との併給調整	131
Q6 中級 65歳以降の老齢、障害、遺族年金の併給調整について	131

#### 問題の想定レベル

初級…社会保険労務士の資格を取得したばかりで、金融機関や市町村等の年金相談は対応できるが、年金事務所での相談対応は難しい人向け

中級…年金事務所での相談に対応できるが、お客様に満足していただくためのきめ細かな対応は難しい人向け

上級…年金制度や計算について何を聞かれても概ね正確に説明でき、年金相談員の指導ができるが、さらなるレベルアップをめざしている人向け

## 第4章 遺族に係る年金

① 遺族基礎年金	136
Q 1 初級 子のいる人の遺族基礎年金の年金額	136
② 寡婦年金	139
Q 2 初級 寡婦年金の算出方法	139
③ 死亡一時金	141
Q 3 初級 死亡一時金の算出方法	141
④ 遺族厚生年金	143
Q 4 初級 子のいる人の遺族厚生年金と遺族基礎年金の算出方法	143
Q 5 中級 65歳以降の遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整について	147
Q 6 中級 65歳以降の遺族厚生年金と在職老齢年金、基金の年金との調整について	152
Q 7 中級 遺族厚生年金の先充て計算について	153
Q 8 上級 夫婦ともに厚生年金期間が長い人の65歳以降の遺族厚生年金の調整について	156
Q 9 上級 旧法の老齢厚生年金、退職共済年金受給者死亡による遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整について	160
Q 10 中級 共済、厚生年金のある人の一元化前・後の短期要件の遺族年金について	167
Q 11 中級 共済、厚生年金のある人の一元化前・後の長期要件の遺族年金について	170
Q 12 中級 旧法老齢年金と新法遺族厚生年金の併給調整について	173
Q 13 上級 基金解散による受給年金への影響について	175

## 第5章 離婚分割に係る年金

Q 1 初級 妻に厚生年金期間がない場合の分割について	180
Q 2 中級 3号分割と合意分割について	186
Q 3 中級 68歳未満かつ対象期間が平成15年3月以前で妻にも厚生年金期間がある場合の分割後の平均標準報酬月額額の算出方法	191
Q 4 中級 68歳未満かつ対象期間が平成15年4月前後にあり、妻にも厚生年金期間がある場合の分割後の平均標準報酬月額額の算出方法	196
Q 5 上級 1号改定者が68歳以上で、対象期間が平成15年4月前後にあり、妻にも厚生年金期間がある場合の分割後の平均標準報酬月額額の算出方法	199
Q 6 上級 改定者当事者が生年の異なる68歳以上で、対象期間が平成15年4月前後にあり、妻にも基金を含む厚生年金期間がある場合の分割前後の老齢厚生年金額の算出方法	202

## 資料編

資料1	国民年金保険料の推移	212
資料2	厚生年金保険料の推移	213
資料3	標準報酬及び厚生年金保険料（平成27年9月分以降）	214
資料4	標準報酬の再評価率表（平成6年改正）	215
資料5	標準報酬の再評価率表 別表第1（第4条第1項関係）（平成27年度）	216
資料6	加入可能年数（昭和16年4月1日以前生まれの人の経過措置）	218
資料7	年金給付の経過措置一覧表	219
資料8	「某A」厚生年金基金の経過措置一覧表（抜粋）	220
資料9	「某B」厚生年金基金の経過措置一覧表（抜粋）	221
資料10	振替加算（平成27年度）	222
資料11	経過的寡婦加算（平成27年度）	223
資料12	60歳以上65歳未満の基本手当日額の目安（平成27年8月～平成28年7月）	224
資料13	賃金の低下率と高年齢雇用継続給付金支給率、年金停止率早見表	225
資料14	高年齢雇用継続給付金早見表（平成27年8月1日～平成28年7月31日）	226

# 1 章

## 標準報酬 月額等

---

保険料及び年金額計算の基準となる標準報酬月額を理解しましょう

# 1 被保険者期間の計算

## Q1 初級 被保険者期間の計算

被保険者期間を計算するときは、いつからいつまでとなりますか？

### Answer

- ① 被保険者期間は、月を単位とし、被保険者の資格を取得した月から資格を喪失した月の前月までを算入します。
- ② 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を1カ月として被保険者期間に算入します。
- ③ 厚生年金基金の加入員の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その資格を取得した日に翻って、加入員でなかったものとみなされます。



## 解説

### 1. 原則

#### (1) 被保険者期間の原則的な計算方法

- ① 被保険者期間は、月を単位とし、被保険者の資格を取得した月から資格を喪失した月の前月までを算入します。  
従って、被保険者の資格を取得した月は、その日が月の初日であっても末日であっても、1カ月として計算します。逆に、被保険者の資格を喪失した月は、その日が月の初日であっても末日であっても、被保険者期間に算入されません。
- ② 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を1カ月として被保険者期間に算入します。ただし、その月にさらに資格を取得した場合はこの取扱いをせず、後の事業所における期間についてのみ被保険者期間を1カ月として計算します。従って、同一月内に何回資格の得喪を繰り返しても、1カ月として計算されることになります。
- ③ 被保険者期間は、事業所を転々と移動した場合であっても、すべて合算されます。

※共済組合の組合員期間

- ①昭61年3月31日までに退職した人は、組合員資格取得の月から退職日の属する月までの各月が組合員期間月数に算入されます。
- ②昭61年4月1日以後に退職した人は、厚生年金保険と同様に算出されます。

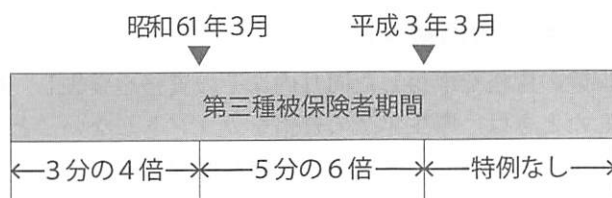
## (2) 厚生年金基金の被保険者期間の特例

厚生年金基金の加入員の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その資格を取得した日に遡って、加入員でなかったものとみなされます。

つまり、その月は厚生年金基金に加入していない一般の被保険者として扱われることになります。

## 2. 被保険者期間の経過措置

- (1) 昭和61年4月1日前の旧厚生年金保険法による被保険者期間による被保険者期間（脱退手当金の計算の基礎となった期間等を除く。）は、厚生年金保険の被保険者期間とみなされます。
- (2) 昭和61年4月1日前の旧船員保険法による被保険者期間による被保険者期間（脱退手当金の計算の基礎となった期間等を除く。）は、厚生年金保険の被保険者期間とみなされます。
- (3) 昭和61年4月1日前の旧厚生年金保険法による第三種被保険者であった期間及び前記（2）により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧船員保険法による被保険者であった期間については、実際の期間を3分の4倍したものを被保険者期間とします。
- (4) 昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの第三種被保険者であった期間については、実際の期間を5分の6倍したものを被保険者期間とします。
- (5) 恩給公務員期間等を除く旧適用法人共済組合員期間については、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされます。ただし、脱退一時金の計算の基礎となった期間等は除かれます。なお、厚生年金保険の被保険者期間とみなされる旧適用法人共済組合員期間のうち、昭和61年3月31日までの旧船員組合員期間であった期間については、その期間に3分の4を乗じ、昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの船員組合員期間であった期間については、その期間に5分の6を乗じて得た期間をもって厚生年金保険の被保険者期間とします。





### 3. 種別変更（厚生年金基金の加入員であるかないかの区別の変更を含む。）があった場合の被保険者期間の計算方法

#### (1) 原則

- ① 被保険者の種別に変更があったときは、その月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなされます。
- ② 同一の月において2回以上被保険者の種別に変更があったときは、その月は最後の被保険者であった月とみなされます。

#### 《同一月に種別の変更があった人の被保険者資格と保険料徴収並びに65歳からの年金への反映について》

厚生年金保険 (保険料不要)	国民年金 (保険料要) ⇒老齢基礎年金
-------------------	------------------------

注：保険料は国民年金のみ負担し、厚生年金保険料は還付する

国民年金 (保険料不要)	厚生年金保険 (保険料要) ⇒老齢基礎年金＋老齢厚生年金
-----------------	---------------------------------

国民年金 (保険料不要)	厚生年金保険 (保険料不要)	国民年金 (保険料要) ⇒老齢基礎年金
-----------------	-------------------	------------------------

厚生年金保険 (保険料要)	国民年金 (保険料不要)	厚生年金保険 (保険料要) ⇒老齢基礎年金＋老齢厚生年金
------------------	-----------------	---------------------------------

注：請求があれば保険料を「返却」, 「返却」されなくても給付は「ない」

国民年金 (保険料不要)	地方公務員共済 (保険料不要)	国民年金 (保険料要) ⇒老齢基礎年金
-----------------	--------------------	------------------------

国民年金 (保険料不要)	厚生年金保険 (保険料不要)	地方公務員共済 (保険料要) ⇒老齢厚生年金
-----------------	-------------------	---------------------------

#### (2) 一元化法施行後の留意点

厚生年金保険の資格を取得した同月内にその資格を喪失し、国民年金の資格を取得したときは、厚生年金の資格をカウントしないこととなり、保険料は国民年金のみ負担し、厚生年金保険料は還付することとなりました（一元化法施行前は、保険料は厚生年金、国民年金の両方を負担し厚生年金保険料は報酬比例部分に、国民年金は老齢基礎部分に反映されていました。）。

## 4. 特例

### (1) 戦時特例

- ① 昭和19年1月1日から昭和20年8月31日までの間（20月）に坑内員として加入した人に加算されるもので、実期間を3分の4倍した期間の3分の1の期間が「戦時加算」の期間となります。

従って、昭和19年1月1日から昭和20年8月31日までの間の坑内員の被保険者期間は前項2.（3）で計算した期間に、さらにこの項の戦時加算が加算されます。

《例》坑内員として昭和19年1月1日から昭和20年8月31日の間加入した場合

$$20\text{月} \times 4/3 + 20\text{月} \times 4/3 \times 1/3 = 35\text{月}5/9$$

- ② 昭和16年12月8日から昭和21年3月31日までの間に船員保険に加入していた人で、一定の戦争危険のある海域を主として航行する船舶に乗り組んでいた場合には次のような加算が行われます。

イ. 昭和16年12月8日から昭和18年12月31日までの期間については、1月に対して3分の1月を加算

ロ. 昭和19年1月1日から昭和21年3月31日までの期間については、1月に対し船舶の航行海域によって1月または2月を加算

なお、老齢基礎年金の年金額を計算する場合は、坑内員・船員の被保険者期間の計算の特例は適用されず、実際の加入期間で計算することとなっています。

### (2) 旧令共済組合員期間に関する特例

厚生年金保険の被保険者期間が1年以上である人について、老齢または死亡に関する保険給付をする場合において、旧陸軍共済組合等の政令で定める共済組合の組合員期間（「旧令共済組合員期間」という。）のうち、昭和17年6月から昭和20年8月まで（39月）の期間があるときは、その期間は、厚生年金保険法による坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者であった期間とみなされます。ただし、この場合、年金額の計算にあたっては、基本年金額のうちの定額部分についてのみ計算の対象とされ、報酬比例部分の額の計算の基礎とはなりません。

## 5. 被保険者期間の端数計算について

### (1) 受給に必要な被保険者期間を計算するとき

- ① 老齢厚生年金等の受給に必要な被保険者期間を計算する場合は、1カ月未満の端数は処理しません。

- ② 年金額の計算をするときは、1カ月未満の端数は1カ月とします。
- ③ 加給年金額の加算要件をみる場合は、1カ月未満の端数は切り捨てます。

**自分で解いてみよう**

- ① 保険者の資格を（ ）した月から資格を（ ）した月の（ ）までを算入する。
- ② 被保険者の資格を（ ）した月にその資格を（ ）したときは、その月を（ ）カ月として被保険者期間に算入する。
- ③ 厚生年金基金の加入員の資格を（ ）した月にその資格を（ ）したときは、その資格を（ ）した日に遡って、加入員でなかったものとみなされる。

**『旧令共済組合とは』**

旧令共済組合とは、次のものです。

旧令共済組合の種類	解散年月日
陸軍共済組合	昭和20年 8月15日
海軍共済組合	昭和20年11月30日
朝鮮総督府通信官署共済組合	昭和20年 8月15日
朝鮮総督府交通局共済組合	昭和20年 8月15日
台湾総督府専売局共済組合	昭和20年 9月30日
台湾総督府営林共済組合	昭和20年 8月31日
台湾総督府交通局逓信共済組合	昭和20年10月31日
台湾総督府交通局鉄道共済組合	昭和20年 9月30日

外地においては、旧令共済組合員とされた共済組合以外にも、多数の共済組合がありました。旧令共済組合員とされたのは、もとの外地関係の共済組合のうち、年金給付を行っていたもののみです。樺太庁警察共済組合は脱退給与金として給付を行っていたので、旧令共済組合員とはされませんでした。なお、年金制度のない共済組合の一覧は下記のとおりです。

年金制度のない共済組合
朝鮮総督府専売局現業員共済組合
朝鮮警察共済組合
朝鮮刑務職員共済組合
朝鮮教職員共済組合
台湾警察共済組合
樺太庁警察共済組合
樺太庁鉄道事務所及樺太庁郵便局現業員共済組合 (樺太庁鉄道共済組合)(樺太庁逓信共済組合)
関東庁逓信官署職員共済組合
関東逓信官署職員共済組合
関東庁警察共済組合 (関東局警察共済組合)

「外国特殊法人」、「外国特殊機関」の職員は対象外となります。

# 高齢雇用継続給付金早見表（平成27年8月1日～平成28年7月31日）

（その2）

60歳以降 各月の賃金	60歳到達時等賃金月額						
	447,600円以上	40万円	35万円	30万円	25万円	20万円	15万円
22万円	33,000	33,000	27,764	3,278	0	0	0
21万円	31,500	31,500	31,500	9,807	0	0	0
20万円	30,000	30,000	30,000	16,340	0	0	0
19万円	28,500	28,500	28,500	22,876	0	0	0
18万円	27,000	27,000	27,000	27,000	4,896	0	0
17万円	25,500	25,500	25,500	25,500	11,441	0	0
16万円	24,000	24,000	24,000	24,000	17,968	0	0
15万円	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	0	0
14万円	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	6,538	0
13万円	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	13,065	0
12万円	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	0
11万円	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	0
10万円	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	8,170

①：60歳到達時等の賃金月額について、算定された額が447,600円を超える場合は447,600円となる。

また、算定した額が69,000円を下回る場合は69,000円となる。

②：支給限度額：341,015円（平成27年7月までは、341,015円）

③：最低限度額：1,840円（平成27年7月までも、1,840円）

## 石渡 登志喜 (いしわた としき)

社会保険労務士／年金アドバイザー

神奈川県出身

大学卒業後民間企業で資材部長，公共営業部長等を歴任後，  
厚生年金基金常務理事を経て，定年退職後，  
石渡社会保険労務士事務所開業

年金関連の講演会多数開催

千葉県内年金事務所，街角の年金相談センター相談員

〔著 書〕

『遺族年金相談実務ハンドブック』（2011/3）日本法令

『年金給付と他制度との支給調整』（2012/7）日本法令

「月刊年金時代」社会保険研究所 等